

静岡県告示第264号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により静岡県営住宅滞納家賃等の収納事務を次のとおり委託したので、告示する。

令和7年4月1日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 委託先

(1) 所在地

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目15番3号 TCF丸の内ビル3階

(2) 商号及び代表者の氏名

セントラル法律事務所

弁護士 前川 弘美

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで